

日本労働ペンクラブ「労働遺産」認定要綱

1（目的） 時代とともに働き方も大きく変容しているが、労働者の基本的権利を定着させ行使し、安心・安全な職場環境や生活向上を目指す労働現場は不変である。日本労働ペンクラブ（以下「労ペン」と称す）の「労働遺産」認定は、労ペン会員各位が労働にかかわる諸課題の調査・研究を通して労働遺産を発掘し、その意義と価値を認識し継承、保全することの重要性を広く社会に発信し、働く現場の歴史を後世に伝承することを目的とする。

2（対象） 労働者の権利、労働条件の向上など労働基本権の確立過程や雇用の改善、生産性向上など労働に関する労使等の取り組み成果・課題解明に積極的に寄与していると認められる諸分野を主な対象とする。具体的には今後継承できる組織・活動、遺構、記念碑、歴史的文書類等である。なお、労働遺産は労働運動、経営者それぞれの立場から顕彰されるものとは必ずしも一致しない。「産業遺産」「市民運動」などとは一線を画すが、労働遺産に関連する案件については、その限りではない。

3（申請） 労ペン会員は、上記の内容を満たすと思われる案件を、関連諸資料等を付記し、別紙労働遺産認定申請書により労ペン代表宛に申請することができる。

4（認定手続き） 認定については①会員（若干名）による「労働遺産認定委員会(仮称)」を設け、必要に応じ各界専門家等の意見も参考にしながら労働遺産候補を協議、推薦する。②それを受け労ペン幹事会が労働遺産として認定を承認、総会で決定し認定証を交付・公表する。

なお、認定に当って当該労働遺産に関わる今後の保全・管理等については、直接関与するものではない。

5（別紙申請書） 必要項目は原則次の通りとする。

- ① 表題：日本労働ペンクラブ労働遺産認定登録申請書
- ② 提出先：日本労働ペンクラブ代表あて
- ③ 申請日
- ④ 対象名・所在地・代表者連絡先
- ⑤ 申請者名（会員）・連絡先
- ⑥ 申請内容・理由
- ⑦ その他（現地調査概要・関連資料・第三者評価など）

2021年1月12日制定